

香川県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量（令和4年度）

（E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。）

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		6.1E-3	2.0E-1	1.5E+1	15.7
64	エトフェンプロックス	1.4E+1	1.0E+1	1.2E+1	3.5E+0	38.7
117	テブコナゾール				1.3E+0	1.3
139	トラロメリン			1.2E+0	4.3E-1	1.6
140	フェンプロパトリン			1.6E+0		1.6
153	テトラメリン	1.2E+2	7.1E+0	1.5E+2		274.7
181	ジクロロベンゼン	2.4E+2	1.5E+2			389.5
225	トリクロルホン		5.2E+0			5.2
248	ダイアジノン		4.8E-1			0.5
251	フェニトロチオン		1.2E+2	2.0E+0		122.7
252	フェンチオン	2.7E+0	4.6E+1	2.7E+0		51.4
256	デカン酸				2.2E-2	0.0
350	ペルメリン	2.2E+1	3.1E+1	2.3E+1	1.2E+1	88.6
405	ほう素化合物		5.6E-1	2.0E+1	6.1E-1	21.2
427	カルバリル			1.1E+2		106.5
428	フェノブカルブ			6.6E+1	3.7E+1	103.6
457	ジクロルボス	4.7E+1	5.2E+2			568.3
合 計		4.4E+2	8.9E+2	3.8E+2	7.1E+1	1791.1

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫・・・蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫・・・ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等